

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年5月19日(2025.5.19)

【公開番号】特開2023-125528(P2023-125528A)

【公開日】令和5年9月7日(2023.9.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-169

【出願番号】特願2022-29660(P2022-29660)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

A 63 F 7/02 315 A

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月9日(2025.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の移動経路を移動物が移動可能に構成される遊技機であって、

前記遊技機は、

前記移動物が当接されうる当接部を有する当接部材と、

前記当接部材を移動させる駆動力を発生可能な駆動手段と、を備え、

前記遊技機は、

前記所定の移動経路を移動する前記移動物が前記当接部に当接される第1状況と、前記所

定の移動経路を移動する前記移動物が前記当接部に当接されない第2状況とが少なくとも

現出されうるように構成され、

前記第1状況となる場合において、前記移動物が前記当接部に当接される際の前記移動物

と前記当接部の位置関係に応じて遊技者にとっての有利度が異なりうるように構成され、

前記移動物と前記当接部との当接が遊技者に視認されうるように構成される

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来、この種の遊技機としては、例えば、移動物を用いた遊技をさせるものがある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2012-70995号公報

【手続補正4】

40

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、この様な構成を有する従来の場合、移動物を用いた遊技が単調である、
という問題がある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、この様な事情に鑑みてなされたものであって、移動物を用いた遊技の興趣性
を向上させることを目的とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この発明は、このような目的を達成するために、次のような構成をとる。

すなわち、請求項1に記載の発明は、

所定の移動経路を移動物が移動可能に構成される遊技機であって、

前記遊技機は、

前記移動物が当接されうる当接部を有する当接部材と、

前記当接部材を移動させる駆動力を発生可能な駆動手段と、を備え、

前記遊技機は、

前記所定の移動経路を移動する前記移動物が前記当接部に当接される第1状況と、前記所

定の移動経路を移動する前記移動物が前記当接部に当接されない第2状況とが少なくとも

現出されうるように構成され、

前記第1状況となる場合において、前記移動物が前記当接部に当接される際の前記移動物

と前記当接部の位置関係に応じて遊技者にとっての有利度が異なりうるよう構成され、

前記移動物と前記当接部との当接が遊技者に視認されうるように構成される

ことを特徴とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

[作用・効果] 請求項1に記載の発明によれば、移動物を用いた遊技の興趣性を向上さ
せることができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

この発明に係る遊技機によれば、移動物を用いた遊技の興趣性を向上させることができ

50

る。

10

20

30

40

50